

# 加入者ニュース

2011 保存版

日本コープ共済生活協同組合連合会

<http://coopkyosai.coop>

コープ共済

検索

## 東日本大震災に関するお知らせ

このたびの東日本大震災により被災された加入者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。CO・OP共済では、このたびの震災により被災された皆さまに対して、下記のお取り扱いをしております。

### ■共済掛金の払込猶予期間延長

被災により共済掛金の払込が困難な場合、お申し出により、共済掛金の払込猶予期間を延長するお取り扱いをさせていただきます。

○共済契約の満期更新手続なども猶予期間の延長をしております。詳しくはご加入の生協へお問い合わせください。

### ■異常災害見舞金と共済金のお支払い

【異常災害見舞金】

CO・OP共済《たすけあい》では、このたびの震災により住宅や家財に被害があった場合、被害状況に応じて、共済契約者にお見舞金をお渡ししています。

【おケガをされ、入院・通院された方への共済金】

このたびの震災により、おケガをされ入院・通院された方は、ご加入の生協にお問い合わせください。

## 住所変更・口座変更のご希望がございましたら、ご加入の生協にご連絡ください

①～⑤の事項に該当される契約者の方は、ご加入の生協までご連絡をお願いいたします。

- ①契約者の住所または住居表示の変更
- ②掛金振替口座の変更
- ③契約者や被共済者、ご指定された死亡共済金受取人の氏名変更
- ④契約者や被共済者が別生計になるなど、世帯に変化が生じた場合
- ⑤ご加入の生協を脱退・変更された場合

注)《たすけあい》の改定事項や契約に関する重要な事項は、共済証書に記載の住所または変更のご連絡のあった契約者の住所に送付します。契約者の氏名、住所の変更についてご連絡されていない場合、契約引受団体に最終の通知のあった住所への送付をもって契約者に通知したものとみなします。  
注)契約者が正当な理由なく左記①～⑤の変更のご連絡を怠ったことにより共済金のお支払いが遅滞した場合、責任を負いません。

ご加入の生協の連絡先は同封の「割戻金のご通知」をご確認ください。

## 共済金の支払余力は十分にありますのでご安心ください

コープ共済連では、大きな災害等が発生した場合のリスクに備えて、これまで資金を積み立ててまいりました。そのため、厚生労働省が定めた「消費生活協同組合法施行

規則」に基づいて算出した支払余力比率につきましても、右の参考資料の通り、各種共済金のお支払いにしっかりと対応できる十分な数値となっておりますので、ご安心ください。

## 2010年度 CO・OP共済《たすけあい》の事業概況

コープ共済連の2010年度(2010年3月21日～2011年3月20日)決算が確定しましたのでご報告いたします。2010年度の割戻金額は、同封の「割戻金のご通知」の通りですので、ご確認ください。2010年3月～2011年2月までの掛金が対象となっており、2011年3月31日現在、ご契約が有効な方にお支払いします。

### ■《たすけあい》の状況 (2010年度)

加入者数	支払件数
2010年度 578万人	2010年度 108万件
2009年度 567万人	2009年度 107万件

### ■損益状況 (2010年度)

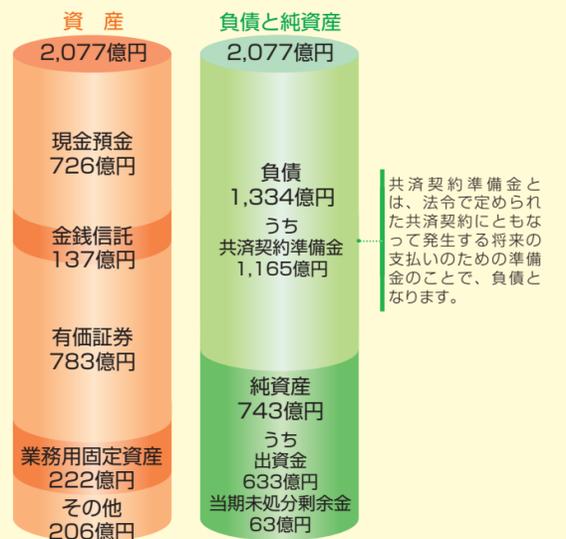
【ジュニア18コース】収入と費用および剰余金の概況 (2010年3月21日～2011年3月20日) (億円未満切捨て)



【ジュニア18コース以外のコース】収入と費用および剰余金の概況 (2010年3月21日～2011年3月20日) (億円未満切捨て)



### ■資産と負債・純資産の概況 (2011年3月20日現在) (億円未満切捨て)



### 参考資料 (支払余力比率)

下記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標のひとつです。

区分	2010年度
支払余力総額	106,948
リスクの合計額	21,717
支払余力比率	984.9%

※コープ共済連では厚生労働省が定めている「消費生活協同組合法施行規則」に基づいて算出しています。そのため、生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較はできません。厚生労働省によれば、上記比率は、200%以上必要とされています。

## CO・OP共済《たすけあい》2011年度9月改定のお知らせ

### その1 契約者割戻金の割り当て対象者が拡大

年に一度行われる割戻金の割り当ての基準(割戻金割当基準)を見直し、割戻金の割り当て対象者を変更します。改定後は年齢満期により終了となった契約について、その後更新しない場合についても割戻金の対象とします。

### その2 商品合算の共済金額の限度額を設定

終身共済の開始にともない、《たすけあい》《あいぶらす》および終身共済合算の共済金額の限度額を設定します。

- (1) 死亡共済金額(災害死亡含む): 《たすけあい》《終身生命》を合算して1,000万円まで加入できます。(0歳～満14歳以下の方)
- (2) 入院共済金額: 《たすけあい》《あいぶらす》および《終身医療》を合算して入院日額20,000円まで加入できます。(年齢問わず)

### その3 後遺障害等級表の見直し

2011年2月1日より改正労働者災害補償保険法施行規則が施行されました。それにともない障害等級表が変更されたため、《たすけあい》の後遺障害等級表も以下のように変更します。

変更前		
等級	障害の状態	支払割合
第7級	㊸女子の外傷に著しい醜状を残すもの	50%
第9級	(新設)	30%
第12級	㊸男子の外傷に著しい醜状を残すもの ㊹女子の外傷に醜状を残すもの	10%
第14級	㊺男子の外傷に醜状を残すもの	4%

変更後		
等級	障害の状態	支払割合
第7級	㊸外傷に著しい醜状を残すもの	50%
第9級	㊸外傷に相当程度の醜状を残すもの	30%
第12級	㊸外傷に醜状を残すもの(削除)	10%
第14級	(削除)	4%

※外傷(外観)とは、頭部、顔面部、頸部のように、上肢及び下肢以外の日常露出する部分のことを指します。

## 保険金のお支払いが増えています。～個人賠償責任保険～

近年、自転車事故が増加しています。2006年10月以降、CO・OP共済で個人賠償責任保険に加入されている方に発生した300万円を超える保険金額の事故209件のうち、122件(58.4%)が自転車使用に起因する事故であり、中には賠償額が5,000万円近くになるものもあります。

このようなことから、お支払件数・金額は急激に上昇しています。それにより、今後保険内容を見直すことも必要となり、月額保険料(120円)等の値上げを検討しています。変更がある場合は改めてご案内いたします。

### ■損害率

2000年度 41.3% → 2009年度 76.3%

※損害率=支払保険金/収入保険料

# 一生涯の保障 終身共済が誕生

組合員の皆様からたくさんのご要望をいただいていた「生命・医療保障分野の生涯保障」がついに実現しました。

よくある質問についてご案内します。ご一読いただければ幸いです。

## 新規でご加入を希望される方へ

（たすけあい）と合わせて  
保障内容は右記をご覧ください。また合わせて同封の終身共済リーフレットをご覧ください。（同封されていない生協もご用意です。その場合はお手数ですが、ご加入の生協にお問い合わせください。）  
※終身共済は2011年9月より実施します。

## 終身共済のポイント

- 一生涯保障が続きます。
- 加入時の掛金がずっと続きます。
- 掛金を60歳・65歳・70歳までに払い終える「短期払」と「終身払」を用意

一生涯の生命保障

## 終身生命

- 最高1,000万円までの選べる保障
- 万一途中で解約されたときにも安心の解約返戻金
- 余命6か月以内と判断された場合にお支払いするリビングニース共済金

	1,000万円コース	500万円コース	300万円コース	200万円コース	100万円コース
加入できる年齢	満15歳～満60歳	0歳～満70歳			満60歳～満70歳
死亡・重度障害（病気・事故）	1,000万円	500万円	300万円	200万円	100万円
共済期間	終身（注）重度障害共済金またはリビングニース共済金を支払った場合は契約が消滅します。				
共済掛金	年齢・性別・払込期間・払込方法により変わります。				

一生涯の医療保障

## 終身医療

- 入院と手術のシンプルな保障
- 入院1日目から180日までしっかりサポート!
- 重度障害になった場合、それ以降の掛金の払込は免除

	入院日額10,000円コース	入院日額5,000円コース	入院日額3,000円コース
加入できる年齢	0歳～満60歳	0歳～満70歳	満60歳～満70歳
入院（1日目から180日分）	日額10,000円	日額5,000円	日額3,000円
手術（コープ共済連の定める支払対象手術を受けた場合）	手術の内容により金額が変わります。10・20・40万円	手術の内容により金額が変わります。5・10・20万円	手術の内容により金額が変わります。3・6・12万円
共済期間	終身（注）死亡共済金はありませぬ。		
共済掛金	年齢・性別・払込期間・払込方法により変わります。		

## 移行（変更）を希望される方へ

（たすけあい）から終身共済への変更  
《たすけあい》にご加入の満50歳から満70歳の方は、一定の条件で終身共済に移行（変更）していただける制度をご用意しています。移行（変更）の条件など詳しくは右記をご覧ください。移行（変更）についてのお問い合わせは、2011年9月1日よりご加入の生協にて承ります。

終身共済に移行いただける共済商品	《たすけあい》または《あいぶらす》生命保障+入院特約、ゴールド80
移行できる条件	①移行前の商品に2年以上加入していること ②移行専用の告知事項に該当しないこと ③移行契約発効時における年齢が満50歳以上満70歳以下であること （移行契約発効時における年齢が満71歳以上満80歳以下の加入者については1年間に限り特例で移行できます。）

※移行制度の開始は2012年1月からになります。

## 告知事項

- （質問）申込日における健康状態について、(1)(2)の各質問事項に該当するかお答えください。
- (1)現在、下記のいずれかに該当する。  
イ.入院中である。  
ロ.医師から、今後、入院または手術をしたほうがよいといわれている。  
(2)過去2年間について、下記のいずれかに該当する。  
イ.次の病気などにより、入院または手術をしたことがある。  
①悪性新生物（がん、白血病、悪性黒色腫、悪性リンパ腫、肉腫など）  
②心臓疾患（狭心症、心筋梗塞、人工ペースメーカー移植など）  
③脳血管疾患（脳卒中、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳動脈瘤など）  
④肝臓病（肝硬変、肝炎など）、肝炎ウイルスキャリア  
⑤高血圧症、糖尿病  
⑥統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症  
ロ.上記イ.①～⑥以外の病気により、入院または手術をしたことがある。ただし、下記のいずれかの場合を除く。  
・当会が定める「軽度の傷病」による場合  
・診察、治療などが終了し、今後の検査、診察、投薬の必要がないと医師から伝えられた場合

## 移行いただけるコース

終身医療	入院日額5,000円コース	入院日額3,000円コース	入院日額2,000円コース	終身生命	200万円コース	100万円コース
移行できる年齢	満50歳～満70歳			満65歳～満70歳		
入院（1日目から180日分）	日額5,000円	日額3,000円	日額2,000円	移行できる年齢	満50歳～満64歳	満65歳～満70歳
手術（コープ共済連の定める支払対象手術を受けた場合）	手術の内容により金額が変わります。5・10・20万円	手術の内容により金額が変わります。3・6・12万円	手術の内容により金額が変わります。2・4・8万円	死亡・重度障害（病気・事故）	200万円	100万円

現在ご加入いただいている商品（コース）の入院日額と同額以下のコースに移行いただけます。

※《終身生命》については現在ご加入の商品（コース）の死亡保障額と同額以下のコースに移行いただけます。

●移行契約発効日時点の年齢が満50歳から満64歳の方 例：現在《たすけあい》V2000円コースにご加入の場合

現在のコース	移行いただけるコース
《たすけあい》V2000円コース 病気入院・事故（ケガ）入院日額5,000円 病気死亡・重度障害10万円	《終身医療》入院日額5,000円コース、 《終身医療》入院日額3,000円コース （《終身生命》は付帯できません。※V2000円コースの死亡保障額よりも上げるため）

●移行契約発効日時点の年齢が満65歳から満70歳の方 例：現在《たすけあい》L2000円コースにご加入の場合

現在のコース	移行いただけるコース
《たすけあい》L2000円コース 病気入院・事故（ケガ）入院日額3,000円 病気死亡・重度障害100万円	《終身医療》入院日額3,000円コース、 《終身医療》入院日額3,000円コース+《終身生命》100万円コースのセット （《終身生命》は任意で付帯できます。）

上記は一例です。ご加入のコースによって移行いただけるコースが異なります。終身共済への移行についてのお問い合わせは2011年9月1日よりご加入の生協にて承ります。

## 移行コースの掛金例（終身払・月払）

男性の場合	《終身医療》入院日額5,000円コース 《終身生命》200万円コース	《終身医療》入院日額5,000円コース 《終身生命》100万円コース	《終身医療》入院日額3,000円コース 《終身生命》200万円コース	《終身医療》入院日額3,000円コース 《終身生命》100万円コース	《終身医療》入院日額2,000円コース 《終身生命》100万円コース	《終身医療》入院日額5,000円コース	《終身医療》入院日額3,000円コース	《終身医療》入院日額2,000円コース
年齢	10,110	5,000	3,000	3,000	2,000	5,000	3,000	2,000
50	10,110	—	8,234	—	—	4,690	2,814	—
55	12,185	—	9,911	—	—	5,685	3,411	—
60	14,985	—	12,191	—	—	6,985	4,191	—
65	—	13,890	—	10,366	8,604	8,810	5,286	3,524
70	—	17,830	—	13,334	11,086	11,240	6,744	4,496
女性の場合	《終身医療》入院日額5,000円コース 《終身生命》200万円コース	《終身医療》入院日額5,000円コース 《終身生命》100万円コース	《終身医療》入院日額3,000円コース 《終身生命》200万円コース	《終身医療》入院日額3,000円コース 《終身生命》100万円コース	《終身医療》入院日額2,000円コース 《終身生命》100万円コース	《終身医療》入院日額5,000円コース	《終身医療》入院日額3,000円コース	《終身医療》入院日額2,000円コース
年齢	8,035	5,000	3,000	3,000	2,000	5,000	3,000	2,000
50	8,035	—	6,549	—	—	3,715	2,229	—
55	9,550	—	7,786	—	—	4,410	2,646	—
60	11,605	—	9,467	—	—	5,345	3,207	—
65	—	10,490	—	7,854	6,536	6,590	3,954	2,636
70	—	13,220	—	9,932	8,288	8,220	4,932	3,288

（単位：円）

## 共済金の受取人

### Q 共済金の受取人は、契約者だけですか？

A 共済金の種類、契約者と被共済者の関係によって異なります。共済金の受取人は以下のように定められております。

共済金の種類	契約者と被共済者が同じ場合	契約者と被共済者が異なる場合
死亡共済金以外の共済金	契約者	
死亡共済金（死亡共済金受取人の指定をしていない場合）	死亡共済金受取人の順位（*）	契約者
死亡共済金（死亡共済金の受取人指定をしている場合）	指定した死亡共済金受取人	

（\*）〈死亡共済金受取人の順位〉第一順位：①契約者の配偶者 第二順位：次の②～⑤の順

契約者と	同居している		同居していない	
	②契約者の親族	③契約者の配偶者の親族	④契約者の親族	⑤契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「1.子、2.父母、3.孫、4.祖父母、5.兄弟姉妹」です。

## 共済金の課税

### Q 共済金は課税対象になるの？

A 死亡共済金は課税対象になります。重度障害共済金、入院共済金、手術共済金、通院共済金、がん特約の共済金などは、非課税です。

#### 死亡共済金に関する課税の例

契約者	被共済者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税（一時所得）/住民税
夫	妻	子（*）	贈与税

（\*）子を死亡共済金受取人指定した場合

#### 扶養者事故死亡に関する課税の例（被共済者は子）

契約者	扶養者	受取人	税金の種類
夫	夫	子	相続税
妻	夫	妻	所得税（一時所得）/住民税

### Q どんな税金の種類になるの？

A 契約者（掛金負担者）と被共済者、扶養者および共済金受取人の関係により異なります。

#### 課税対象金額算出方法

相続税	共済金受取人が法定相続人の場合（*）	死亡共済金-（500万円×法定相続人の人数）
	共済金受取人が法定相続人以外の場合	死亡共済金
所得税/住民税	（死亡共済金-当該共済期間の払込掛金-50万円）÷2	
贈与税	死亡共済金-110万円	

※所得税、住民税について、他商品にも加入されている場合、契約が複数ある場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。  
（\*）民法の規定により、相続人になれる人を法定相続人といいます。

- 課税額は他の保険金や所得、相続、贈与財産を考慮しなければ、通常 **贈与税>所得税>相続税** の順で低くなります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください（住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください）。
- 契約者と被共済者が異なる契約の場合、契約者と被共済者が同一人物となる契約としていただく変更手続きをおすすめします。手続き方法については、ご加入の生協までお問い合わせください。（※被共済者が未成年である場合は除きます。）